

鹿屋市町内会防犯灯維持管理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間における犯罪防止を図るため、予算の範囲内において鹿屋市町内会防犯灯維持管理事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において防犯灯とは、夜間における犯罪防止のために設置する公衆街路灯（道路照明灯、商店街照明灯及び観光用照明灯を除く。）で、1灯当たりの消費電力が100ワット以下のLED灯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、鹿屋市防犯協会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度の4月1日から翌年の2月末日までの間に実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 鹿屋市防犯協会が新たに防犯灯を設置する事業
- (2) 鹿屋市防犯協会が町内会が維持管理する防犯灯の修繕に係る経費を補助する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に規定する事業を実施するために直接必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象事業のうち第4条第1号に規定する事業 当該事業に係る補助対象経費の全額とし、予算で定める額以内の額
- (2) 補助対象事業のうち第4条第2号に規定する事業 当該事業の対象として修繕を行う防犯灯の数に1万円を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第7条 鹿屋市防犯協会が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(事業内容等の変更)

第8条 規則第8条第1項の規定により、計画変更承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない場合とは、補助対象経費の30パーセント以上の増減が必要な場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた鹿屋市防犯協会は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条第1項に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助対象経費の実支出額を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(証拠書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた鹿屋市防犯協会は、補助対象事業及び補助対象経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。